

資料 1

## 岩手県庁舎再整備基本構想策定支援業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月

岩 手 県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県庁舎再整備基本構想策定支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

（本事業は、令和7年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。）

## 1 本業務の趣旨

本業務は、県が令和7年3月に策定した「岩手県庁舎の在り方に関する報告書（※）」の内容を踏まえ、県庁舎の現状と課題、再整備に当たっての基本理念などの基本的な考え方を整理し、「岩手県庁舎再整備基本構想（仮称）」を策定するために必要な調査を行い、基礎資料及び基本構想（案）の作成支援に係る業務を一体として委託するものである。

なお、本業務は、建築、都市計画、脱炭素化、地方行財政等の専門的な見地からの検討が必要であるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

※ 本実施要領の公表日（令和7年3月14日）時点では報告書は最終案であるが、成案となり次第、県ホームページで周知する。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務名

岩手県庁舎再整備基本構想策定支援業務

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

### (3) 業務内容

「資料2-1 仕様書」及び「資料2-2 仕様書別記」のとおり

### (4) 委託料の上限額

26,459千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託契約の額は、委託候補者の決定後、業務内容を調整のうえ再度算定した金額とする。

## 3 業務提案を求める内容

「資料3 業務提案書作成要領」のとおり

## 4 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、共同企業体（JV）や複数の者による共同提案も認めるものとする。共同提案の場合は、代表者を定めた上でプロポーザルに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

### 〔参加資格要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて、即時に岩手県庁舎に来庁し、対応できる体制を整えることが可能であること。
- (2) 過去10年の間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで。以下同じ。）に、国又は地方公共団体の庁舎整備に係る基本構想若しくは基本計画の策定支援業務、設計業務、アドバイザー業務、その他これに類する業務を履行した実績があること。  
なお、共同企業体（JV）又は複数による共同提案の場合、必ずしも全ての構成員が業務実績を有している必要はないが、それらの代表者については業務実績を有していること。
- (3) 過去10年の間に、国又は地方公共団体の庁舎整備に係る基本構想若しくは基本計画の策定支援業務、設計業務、アドバイザー業務、その他これに類する業務の従事経験がある者を、本業務の業務責任者として配置すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (7) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (10) (9)に定める期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (11) 単独で業務提案した参加者は、共同企業体（JV）又は複数による共同提案の構成員となることはできないこと。

## 5 担当課

岩手県総務部管財課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019-629-5116 FAX 019-629-5139

電子メールアドレス AH0005@pref.iwate.jp

## 6 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

### (1) 関係資料（様式）の入手方法

プロポーザルに関する下記の資料について、岩手県公式ホームページのトップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) の右端上「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」内に掲載するものとする。

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html>

- |        |                |
|--------|----------------|
| ・資料1   | プロポーザル実施要領（本書） |
| ・資料2-1 | 業務仕様書          |
| ・資料2-2 | 業務仕様書別記        |
| ・資料3   | 業務提案書作成要領      |
| ・資料4   | プロポーザル審査要領     |
| ・提出様式  |                |

### (2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

#### ア 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時〔必着〕

#### イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

#### ウ 提出方法

「様式1 プロポーザル実施要領等に関する質問票」に内容を記入の上、電子メールにより提出するものとする。

#### エ 回答方法

受け付けた質問については、令和7年3月26日（水）までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載するものとする。

### (3) 参加申込書類の提出

参加申込書類は、封筒に「参加申込書類 在中」の旨を朱書きのうえ、提出期限までに持参又は郵送による方法で提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

#### ア 提出期限

令和7年3月31日（月）午後5時〔必着〕

#### イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便にて期日までに必着のこと。
- ・ 「ウ 提出書類」の⑦に掲げる書類を電子納税証明書で提出しようとする場合は、上記アの提出期限までに、当該証明書の電子ファイルをメール送信すること。  
 ≪電子納税証明書の送信先≫ AH0005@pref. iwate. jp

## ウ 提出書類

### 【共通】

- ① 様式2-1 プロポーザル参加申込書
- ② 様式2-2 法人等の概要（パンフレット等を提出することで、様式の全部又は一部の記載を省略することも可）
- ③ 様式2-3 法人等の業務実績  
 （添付書類）
  - ・ 法人等の業務実績を確認できる書類（契約書や仕様書の写し等）
  - ・ 業務責任者の業務実績を確認できる書類（従事した業務の実施体制図の写し等）
 ※ 参加申込の段階では、法人等の業務実績及び業務責任者の業務従事経験は1件のみの記載で可。
- ④ 様式2-4 業務の管理体制（参考様式）（A4片面1枚）
  - ※ 様式2-4は参考様式であり、任意の様式で作成することができること。
- ⑤ 定款、規約、会則等の写し
- ⑥ 直近の決算期における財務諸表
- ⑦ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（国税庁の「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」による電子納税証明書の提出も可とする。）
  - ※ 共同企業体又は共同提案の場合、上記②～⑦の書類は、構成員全員分を提出すること。

### 【共同企業体の場合】

- ⑧ 共同企業体協定書（任意の様式で作成すること）

### 【共同提案の場合】

- ⑨ 構成員の一覧表及び委任状（任意の様式で作成すること。）
- ⑩ 各構成員の役割分担が分かる資料（任意の様式で作成すること。）
  - ※ 上記⑨及び⑩の書類は、一枚の用紙にまとめて記載することもできること。

## エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年4月4日（金）までに電子メールにより通知するものとする。

#### オ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ② 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ③ 参加者は、「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、「4 参加者の資格要件等」に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

#### (4) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対して、文書（様式は任意）によりその理由の説明を求めることができる。

##### ア 提出期限

令和7年4月9日（水）午後5時〔必着〕

##### イ 提出先

「5 担当課」に同じ。

##### ウ 提出方法

郵送による。

##### エ 回答

県は、説明を求められたときは、令和7年4月14日（月）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答するものとする。

#### (5) 業務提案書等の提出

参加資格が認められた者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、次により提出するものとする。

##### ア 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時〔必着〕

##### イ 提出書類

資料3「業務提案書作成要領」に掲げる書類

##### ウ 提出先

「5 担当課」に同じ。

##### エ 提出方法

- ・ 封筒に「業務提案書 在中」の旨を朱書きし、持参又は郵送により提出すること。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便にて期日までに必着のこと。

#### オ 留意事項

- ① 参加者1者につき1提案とすること。
- ② 業務提案に係る費用の額は、2(4)に定める委託費の上限を超えないこと。
- ③ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ④ 業務提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。

## (6) 業務提案の無効

(3)オ②, ③により参加資格が認められなかった者の業務提案及び次のいずれかに該当する業務提案は無効とする。また、次のいずれかに該当した時点で、当該プロポーザルへの参加資格を取り消すものとする。

ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 上記2(4)の委託料の予算額を超えた提案

エ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

## (7) プロポーザルへの不参加

ア 参加資格を有すると認められた者が、「7 委託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式2-5 プロポーザル参加辞退届」を、上記「5 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 7 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 受託候補者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、岩手県庁舎再整備基本構想策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

### (2) 選定委員会（プレゼンテーション）

#### ア 開催日（予定）

令和7年4月25日（金）

※ 開催日が変更となる場合がある。詳細については追って連絡するものとする。

#### イ 開催場所（予定）

盛岡市内（オンラインによる参加は認めない。）

※ 開催場所の詳細については追って連絡するものとする。

#### ウ 開催方法等

- ① 審査は、提出された業務提案書に基づき、参加者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- ② プレゼンテーションは、業務提案書に基づき書面又はプロジェクターにより行うものとする。なお、業務提案書以外の追加資料を提出・投影することは認めない。
- ③ 会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意するものとする。

④ プレゼンテーションの順番については、上記「6(3) 参加申込書類の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。

⑤ プレゼンテーションの時間は、1者当たり 30 分（説明 15 分、質疑応答 15 分）とする。

### (3) 受託候補者の内定・審査結果の通知

ア 県は、選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を内定するものとする。

イ 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに各参加者に郵送により文書で通知するとともに、県ホームページへの掲載により公表するものとする。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断するものとする。

### (3) 契約の締結

受託候補者との委託契約の締結に当たっては、業務提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が業務提案内容に沿って契約内容及び仕様について協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約を締結するものとする。

なお、第1順位の受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

## 9 公正なプロポーザルの実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 参加者は、選定委員会の構成員へ、業務の提案内容の審査が有利となるように働きかけを行ってはならない。

## 10 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しないものとする。

イ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

なお、業務契約締結後の受注者の提出書類の著作権は発注者に帰属するものとする。

ウ 県は、受託候補者の選定を行う作業において必要な範囲内で、提出書類の複製を行う場合がある。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加申込書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

**【プロポーザルのスケジュール（予定）】**

	項 目	期日等
①	プロポーザル実施要領等の公表	令和7年3月14日（金）
②	質問票の提出期限	3月21日（金）午後5時
③	質問に対する県の回答	3月26日（水）
④	参加申込書類の提出期限	3月31日（月）午後5時
⑤	参加資格確認に係る結果通知	4月4日（金）
⑥	業務提案書等の提出期限	4月21日（月）午後5時
⑦	選定委員会（プレゼンテーション）	4月25日（金）
⑧	受託候補者の内定・審査結果の通知	4月30日（水）
⑨	県と受託候補者との調整・契約締結	5月上旬～

※ 令和7年3月14日現在の予定であり、変更の場合はその都度周知する。